

都留市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 30 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 28 号

都留市営住宅条例の一部を改正する条例

都留市営住宅条例(平成 9 年都留市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

自	9 号
至	16 号

」

を

「

自	9 号
至	12 号

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。